



新市の名称は「各務原市」 平成16年11月1日に合併 第8回合併協議会を開催

第8回合併協議会が11月1日、各務原市中央公民館第一研修室で開催されました。

この日は、継続協議となっていた、合併期日と新市の名称について、それぞれ「平成16年11月1日」「各務原市」とすることが承認されました。

継続協議事項

合併の期日について

第3回協議会で「平成17年1月までとする」とされていた合併期日について、協議の結果、次のとおり承認されました。

「平成16年（2004年）11月1日（月）とする」

【提案した幹事会の説明】

・次の理由により調整案を提出した

▽電算システム統合の目処がついたこと▽11月合併であれば、17年度予算編成が新市において可能であること▽11月1日が月曜日であるため川島町での閉庁事務、出納閉鎖、事務所の移動や配置、各種システムの移行などが土、日曜日に行え、市民に迷惑を掛けることがないこと▽川島町民の不安を取り除く意味でも、在任特例が認められている現川島町議会議員が、12月市議会の定例会で発言できる機会

があることは大切であること

新市の名称について
「新市の名称は『各務原市』とする」

【提案した幹事会の説明】
・住民アンケートの結果、各務原市では現状を望む回答が82%、川島町でも42%（変更を望む回答は38%）であったことや、議論が高まっていないこともあり、「各務原市」のままでよいと判断した

「川島町保健センター」は健康福祉の中核施設に 第9回合併協議会

第9回合併協議会が11月14日、川島町役場集会所で開催されました。川島町内を会場とするのは、第6回に続き2回目となります。

この日は、「交通関係事業（防

犯灯及び道路照明灯）の取扱い」など、新たに提案された6議案のうち、4議案が原案どおり承認され、「児童福祉事業の取扱い」「上・下水道事業（下水道）の取扱い」の2議案は継続協議



川島地区の健康福祉の中核施設となる現川島町保健センター

協議事項

となりました。
交通関係事業（防犯灯及び道路照明灯）の取扱いについて協議の結果、次のとおり承認されました。

「防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。」

なお、両市町が維持管理してきた合併以前の既設分については、新市が引き続き維持管理を行う。

ただし、川島町の町内会内に設置されているもので『防犯灯』としての性格を有するものについては、平成17年度から5年を目処に自治会の維持管理へ移行する」

【主な意見】

川島町では設置費、電気代ともに町が持っている。まだ付きたいところはたくさんあるが、電気代が町内会持ちとなると、今までのように申請できなくなる
幹線道路のように不特定多数の人のために照明が必要なところは設置、維持管理とも公共でいい。そうではない町内

●防犯灯及び道路照明灯の調整方針

項目	各務原市	川島町	調整方針
設置工事	市が実施	町が実施	○合併後の新設 ・設置工事は新市が実施、維持管理費は防犯灯は申請自治会が、道路照明灯は新市が負担 ○川島町の既設分 ・幹線道路等の防犯灯142基は道路照明灯として新市が維持管理 ・自治会内の防犯灯481基は防犯灯として、5年を目処に自治会管理へ移行
維持管理	防犯灯は申請自治会が負担、道路照明灯は市が負担	すべて町が負担	
設置数	道路照明灯・街路灯 1,154基 防犯灯 4,673基 ※50基は市管理分	道路照明灯 3基 防犯灯 623基	

については、基本原則は自治会（町内会）である

防犯のためというのなら、維持管理も市で持つてもらっていいのではないか

幹線道路とそうでない道路の境が分かりづらい

調整方針にあるように、5年かけてよく精査し、上手に軟着陸することが必要

保健事業の取扱いについて協議の結果、次のとおり承認されました。

「川島町保健センター」については、川島地区の健康福祉の中核施設とし、その名称を「川島健康福祉センター」とする。

各種保健予防事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、各事業の細部及び各市町で実施している事業・計画については、今後調整を図る」

【主な意見】
川島町には内科医院が1軒、歯科医院が3軒というのが現状。そんな中で、きめ細やかな保健予防事業を行ってきた集団健診の調整方針の中に、当分の間は今のままという表現があるが、具体的に何年くらいを予定しているのか
↓（専門部会回答）
いつまでというのは未定だが、今のところこのまま実施していく考え
児童福祉事業の取扱いについて専門部会から次のような提案がありました。検討する時間が欲しいとの意見があり、継続協議となりました。

【主な意見】
「保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。」
「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する」

できるだけ低所得者に配慮した調整を望みたい
数字だけみると川島町のほうが安い。なるべく現状のままがいいが、高くなるならこれくらい高くなりますよという説明がほしい
↓（専門部会回答）
例えば、所得税11万円の場合、3歳未満児で各務原市では月額3万6000円、川島町では2万1800円となっている。この差を最長3年間で調整し、平成20年には各務原市に統一することになる
今しばらく協議内容を検討する時間がほしい
農林水産関係事業の取扱いについて
協議の結果、次のとおり承認されました。

「農林水産関係事業については、原則として、各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする」
「イベント、観光関係事業（イベント、広域観光）の取扱いについて協議の結果、次のとおり承認されました。」

「イベント事業、広域観光事業については、当分の間、現行

業については、当分の間、現行

業については、当分の間、現行

業については、当分の間、現行

業については、当分の間、現行

業については、当分の間、現行